

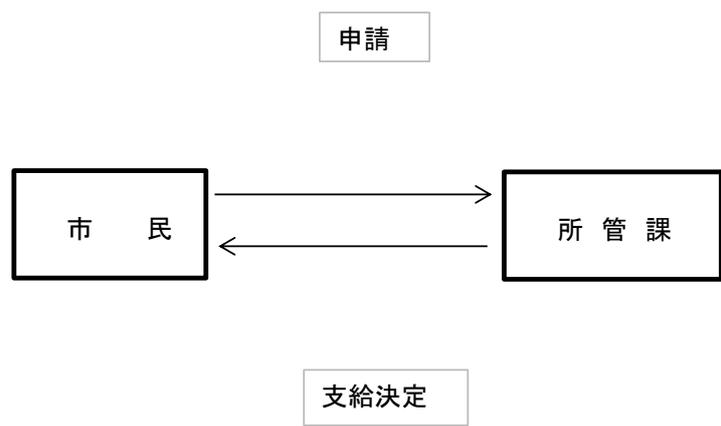
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 69

処 分 名	子ども医療費受給資格証の再交付	
処 分 の 概 要	申請により、必要があると認めた場合には、受給資格証を再交付する。	
根 拠 法 令 名	松山市子ども医療費の助成に関する条例(平成14年条例第14号)	
条 項	第8条第2項	
所 管 課	子育て支援課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	即日	
標準処理期間	計	即日
判断基準	<p>松山市子ども医療費の助成に関する条例第7条の受給資格の登録を受けた者で、既に第8条第1項の受給資格証の交付を受け、現に受給資格の要件を満たしていることを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】 「松山市子ども医療費の助成に関する条例」</p> <p>(受給資格の登録) 第7条 保護者が子どもに係る医療費の助成を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請し、受給資格の登録を受けなければならない。</p> <p>(受給資格証) 第8条 市長は、前条の申請があった場合において、子どもに係る医療費の受給資格があると認めるときは、当該申請をした保護者(以下「受給資格者」という。)に受給資格証を交付する。 2 受給資格者は、受給資格証を汚損し、又は紛失したときは、規則で定めるところにより、市長に対し再交付の申請をしなければならない。 3 受給資格証の再交付があったときは、従前の受給資格証は、その効力を失う。 4 子ども又は受給資格者が、子どもに係る医療費の受給資格の要件を欠くに至ったときは、速やかに受給資格証を市長に返還しなければならない。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。